

地方公共団体と連携し  
子育て世帯や地方移住者等の  
マイホーム取得を応援！

ずっと固定金利の安心  
【フラット35】  
地域連携型

【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地域活性化に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

中津川市

補助金の交付などマイホーム  
取得者に対する財政的支援

連携



住宅金融支援機構

【フラット35】の金利引下げ

補助事業名	お問い合わせ先
中津川市新婚さん住まいの応援事業補助金	定住推進部 定住推進課 【TEL】0573-66-1111 (内線328)
中津川市東濃松と飛騨の杉の家づくり支援事業補助金	農林部 林業振興課 【TEL】0573-66-1111 (内線243)

※【フラット35】地域連携型をご利用の際は、上記補助事業の最新の受付状況を、地方公共団体にご確認ください。

中津川市と住宅金融支援機構は、【フラット35】地域連携型  
(子育て支援・地域活性化)と連携しています。  
詳細は、フラット35サイトをご確認ください。  
[www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html](http://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html)



住まいのしあわせを、ともにつくる。  
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター 0120-0860-35 (通話無料)  
営業時間：9：00～17：00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合は、048-615-0420へ (有料)



## 【フラット35】地域連携型 (子育て支援)

子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

### ■金利引下げメニュー (2023年3月31日までの申込受付分に適用)

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (子育て支援)	当初10年間	年▲0.25%

### ■【フラット35】Sを併用した場合

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (子育て支援)と【フラット35】S (金利Aプラン)との併用で	当初10年間	年▲0.5%
【フラット35】地域連携型 (子育て支援)と【フラット35】S (金利Bプラン)との併用で	当初5年間 (6年目から10年目まで)	年▲0.5% (年▲0.25%)



## 【フラット35】地域連携型 (地域活性化)

UIターン、コンパクトシティ形成、空き家活用、防災・減災、地域産材使用、景観形成などの地域活性化に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

### ■金利引下げメニュー (2023年3月31日までの申込受付分に適用)

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (地域活性化)	当初5年間	年▲0.25%

### ■【フラット35】Sを併用した場合

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (地域活性化)と【フラット35】S (金利Aプラン)との併用で	当初5年間 (6年目から10年目まで)	年▲0.5% (年▲0.25%)
【フラット35】地域連携型 (地域活性化)と【フラット35】S (金利Bプラン)との併用で	当初5年間	年▲0.5%

省エネ性や耐震性など  
質の高い住宅の取得を応援！  
【フラット35】S

【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性・耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

詳細は、フラット35  
サイトでご確認ください。  
www.flat35.com



●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住居部分に係るものを除きます。)以内となります。また、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さまの負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性などをより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さまの負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●借入対象となる住宅およびその敷地に【フラット35(買取型)】では、住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)は、お客さまの負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さまの負担となります。●健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。【フラット35】地域連携型、【フラット35】地方移住支援型、【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型は、借換融資には利用できません。●説明書(パンフレットなど)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。  
機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。

2022年  
4月現在